平成２１年（フ）第６２号
福岡県田川郡川崎町大字川崎186番地の12
債務者　竹﨑　吉高
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第５０２号
大分市大字馬場669番地　市営馬場住宅Ｂ３―104
債務者　安藤　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５８号
大分県杵築市大字守江1035番地２
債務者　岡本　千秋
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
宮崎市恒久南１丁目５番地12　原田ビル205号、前住所宮崎市大字本郷南方4046番地２ライフピア瑞光苑203号
債務者　冨山　春美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４０８号
宮崎市大字本郷南方5050番地24、前住所三重県四日市市富田１丁目１番15号
債務者　川﨑　紘明
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１１号
宮崎市天満町８番７―１号　アサヒコーポラス410号、前住所宮崎市大字郡司分丙9791番地１　サンテ・トマト壱番館101号
債務者　谷口　忠秋
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３２号
宮崎県西都市大字鹿野田1642番地３　市営鹿野田住宅134号、前住所広島県呉市吉浦池ノ浦町３番６―203号
債務者　林　　リカ（旧姓山森）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１９号
宮崎県都城市久保原町９街区３の16号
債務者　池田とも子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１２９号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原5414番地327
債務者　山下　久子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２２５号
宮崎県延岡市浜町554番地２
債務者　黒木　安子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第４０６号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口1844番地
債務者　中村　尉司
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目10番地11
債務者　山神　孝明
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
鹿児島県鹿児島市南林寺町22番21―403号
債務者　谷口まゆみ
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５２２号
鹿児島県鹿児島市吉野町3420番地
債務者　坂口　力得
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５２７号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番23―45号
債務者　松田　君子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５３０号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡２丁目１番12号
債務者　野口ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５５５号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町４番22号　新小島ビル201号
債務者　長野　モツ
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係